

KENDRIX 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」といいます。）が KENDRIX（存在証明機能とそれに伴う各種サービス（第三者の提供するサービスを含みます。）への連携機能を総称し、以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を、JASRAC と本サービスを利用するユーザーの皆さま（以下「ユーザー」といいます。）との間で定めるものです。

（定義）

第 1 条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 存在証明 バージョン名、著作者、楽曲ファイルのハッシュ値（ハッシュ関数にデータを入力すると得られる一定の桁数の値をいいます。同じデータであれば必ず同じハッシュ値が、僅かでも異なるデータであれば全く異なるハッシュ値が得られます。）と記録日時を Blockchain に記録したものをいいます。
- (2) 楽曲ファイル 楽曲の音源データをいいます。
- (3) アカウント登録情報 本サービスのアカウントに登録されているユーザーの情報（ID 及びパスワードは含みません）をいいます。
- (4) 楽曲登録情報 本サービスの存在証明機能においてユーザーが登録した、楽曲ファイル、楽曲のタイトル、著作者名等の楽曲情報をいいます。
- (5) 本人確認 公的身分証明書等の書類を使って本人が実在する特定の個人であることを確認することをいいます。
- (6) 資格審査 JASRAC により、ユーザーが信託契約締結に必要な要件を満たしているかを確認し、信託契約締結の適否を判断することをいいます。
- (7) 作品届 JASRAC と信託契約を締結しているユーザーが作詞又は作曲した楽曲の著作権を、JASRAC が適切に管理できるように、楽曲のタイトルや著作者、アーティストなどの情報を記載して届け出るためのフォーマットをいいます。
- (8) オーナー 楽曲登録情報を初めに登録するユーザーをいい、楽曲の作詞者又は作曲者に限ります。
- (9) フィンガープリントデータ 楽曲及び音声データから特徴的な部分を抽出して数

値化したもので、楽曲及び音声コンテンツを特定するために有効なデータをいいます。

(10) IPI ナンバー 著作権者を識別するため、著作者等に割り当てられる国際的な識別番号の総称をいい、各国の著作権管理団体が IPI システムと呼ばれる国際的な権利者データベースに著作権者を登録することで付与されます。IPI ナンバーのうち、個人を特定する一意の番号を IP ベースナンバーといい、当該個人が楽曲の著作者名として公表している実名及び筆名（総称して「活動名義」といいます。）に紐づく番号を IP ネームナンバーといいます。なお、実名で公表している楽曲がない場合でも、実名に紐づく IP ネームナンバーは付与されます。

(本規約への同意)

第2条 ユーザーは、本規約の定めに従って本サービスを利用しなければなりません。

2 ユーザーは、本サービスを実際に利用することによって本規約に有効かつ取消不能な同意をしたものとみなされます。

3 JASRAC が、ユーザーに対して行う本サービスの利用に関する通知、本サービス内に記載された各機能のご案内や説明文は、名目のいかんにかかわらず、本規約の一部を構成するものであり、本規約の本文に優先して適用されるものとします。

4 未成年者が本サービスの利用を希望する場合には、法定代理人の同意が必要になります。

(本規約の変更)

第3条 JASRAC は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約について合意があったものとみなし、個別にユーザーと合意することなく、本規約の内容を変更することができるものとします。

(1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合する場合

(2) 本規約の変更が、ユーザーが本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 JASRAC は、前項の規定により本規約を変更する場合は、その効力発生日を定め、効力発生日の1か月前までに変更後の内容とその効力発生日を本サービス内に表示します。

(アカウント登録等)

第4条 ユーザーは、本サービスの利用に際して、所定の情報を登録の上、アカウントの作成が必要となります。当該アカウントに関し、ユーザーは、真実、正確かつ完全な情報を登録しなければならず、当該アカウントに係るアカウント登録情報を常に最新となるよう修正しなければなりません。

2 ユーザーは、前項のアカウントを作成し取得した本サービスの ID 及びパスワードを、善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、これを第三者に開示し、又は使用させてはなりません。

3 本サービスのアカウントには、以下の種類があります。

- ・ベーシック：初めに本サービスのアカウントを作成すると、「ベーシック」アカウントとなります。「ベーシック」アカウントは、存在証明機能の利用において、「ビジネス」アカウント及び「ビジネス+（プラス）」アカウントと違いはありません。
- ・ビジネス：「ベーシック」アカウントのユーザーが本人確認を行うと、「ビジネス」にアップグレードします。
- ・ビジネス+（プラス）：「ビジネス」アカウントのユーザーが、信託契約締結機能により JASRAC と信託契約を締結した場合、又は「ベーシック」アカウントのユーザーが JASRAC と既に信託契約を締結している場合は、「ビジネス+（プラス）」にアップグレードします。

(存在証明機能)

第5条 ユーザーは、楽曲登録情報を登録することで、存在証明を発行することができます。これは、当該楽曲登録情報について誰がいつ登録したのか客観的に証明可能にするためのものです。

2 ユーザーは、存在証明を公開に設定することで、公開用の URL を取得し、楽曲登録情報の存在を他者に示すことができます。

3 JASRAC は、登録可能な楽曲ファイルの形式、容量等を制限することがあります。

4 ユーザーは、楽曲ファイルの元データを自身の責任において保管管理するものとします。本サービスは、楽曲の音源データのバックアップのためのものではありません。

(本人確認)

第6条 本サービスで、信託契約締結機能を利用する場合には、本人確認を行います。本人確認には、株式会社 TRUSTDOCK の本人確認支援サービスを利用します。ユーザーは、同サービスの利用規約及び個人情報の取扱いについて確認し、同意した上で、同サービスを利用して本人確認を行うものとします。

(信託契約締結機能)

第7条 必要な情報の入力及び本人確認を行うとともに、資格審査を申請し、適格とされたユーザーは、JASRAC との信託契約締結を申し込むことができます。

信託契約締結に関するお問合せは、JASRAC 会務部 (kaimu@jasrac.or.jp) までご連絡ください。

(作品届提出機能)

第8条 「ビジネス+ (プラス)」アカウントのユーザーは、本サービスで作品届提出機能を利用することで、J A S R A C に作品届を提出することができます。ただし、作品届機能を利用可能なユーザーは、楽曲の作詞者又は作曲者に限ります。また、1つの楽曲について、作品届が提出できるのは1バージョンのみです。

作品届の提出に関するお問い合わせは、J A S R A C 資料部 (shiryo-contact@jasrac.or.jp) までご連絡ください。

(プロジェクト機能)

第9条 オーナーは、プロジェクト機能を利用することで、自身が登録した楽曲について、オーナーが招待した他のユーザー（以下「プロジェクトメンバー」といいます。）と、当該楽曲の楽曲ファイルや楽曲登録情報を共有することができます。

2 プロジェクトメンバーは、当該楽曲について、別バージョンの楽曲ファイルを登録することなどにより、当該楽曲に関する情報をオーナーや他のプロジェクトメンバーと共有することができます。

(音源ダウンロード機能)

第10条 ユーザーは、一定期間内に限り、自身が登録した楽曲ファイルを非圧縮の状態でダウンロードすることができます。プロジェクト機能を利用する場合も同様です。

2 ダウンロード可能な期間は、アカウントの種類ごとに異なり、その詳細は本サービス内に明示します。

(コメント機能)

第 11 条 ユーザーは、自身が登録した楽曲ファイルにコメントを付すことができます。

また、プロジェクト機能を利用する場合、オーナー及びプロジェクトメンバーは、共有された楽曲ファイルにコメントを付すことができます。

- 2 ユーザーは、一つの楽曲ファイルに対して、楽曲の演奏時間を指定してコメントを付すことができます。

(音楽解析機能)

第 12 条 ユーザーは、自身が登録した楽曲ファイルを、フィンガープリントデータ等を利用した楽曲・音声認識技術で解析することができます（以下「音楽解析」といいます。）。音楽解析には、ACRCloud Limited のフィンガープリントデータ等による楽曲・音声認識技術サービスを利用します。なお、ユーザーは、当該サービスの利用規約及び個人情報の取扱いについて確認し、同意した上で、同サービスを利用して音楽解析を行うものとします。

- 2 ユーザーは、音楽解析の音源類似チェックを利用することで、自身が登録した楽曲ファイルと類似する楽曲の有無及び類似度（以下「スコア」といいます。）を解析することができます。なお、音源類似チェックにおいて、ユーザーが登録した楽曲ファイルと比較する対象は ACRCloud Limited が所有するフィンガープリントデータ等であり、音源類似チェックにおいて類似楽曲がないこと、又はスコアの低い楽曲しか検出されないことをもって、類似の楽曲が存在しないことを保証するものではありません。

- 3 音楽解析を利用できる回数は、アカウントの種類ごとに異なり、その詳細は本サービス内に明示します。

(IPI ナンバー取得申請機能)

第 13 条 「ビジネス」アカウントのユーザー（既に IPI ナンバーを付与されている者は除きます。）は、本サービスで、IPI ナンバー取得申請機能を利用することで、IP ベースナンバー及び IP ネームナンバーを取得することができます。

2 前項による IP ネームナンバーの取得において、活動名義に実名が含まれない場合であっても、実名に紐づく IP ネームナンバーは付与されます。また、実名とは別に、最大 5 件の筆名に紐づく IP ネームナンバーを取得することができます。

3 IPI システムに登録した情報（実名を含む）は、IPI システムを使用する国外の著作権管理団体も参照可能となります。

4 IPI ナンバーを取得申請できる回数を制限する場合があります。その詳細は本サービス内に明示します。

5 「ビジネス+（プラス）」アカウントのユーザーは、IPI ナンバーの取得申請がなくとも、IPI ナンバーが付与されます。

（設備等）

第 14 条 ユーザーは、本サービスを利用するために必要なコンピュータ、ソフトウェア、通信機器等を自己の責任で準備し、通信料等の本サービスに接続する費用を負担するものとします。

（禁止事項）

第 15 条 ユーザーは、本サービスの利用に関して、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 虚偽の内容に基づいて本サービスを利用する行為
- (3) 第三者がユーザーになりすまし、本サービスを利用する行為
- (4) JASRAC 若しくは他のユーザー又は第三者の、著作権、商標権その他の知的財産権、名誉、プライバシー、財産など法的保護を受ける権利・利益を侵害する行為
- (5) ユーザー本人が著作権（共同著作物における持ち分を含む）を有する楽曲又は当該楽曲の関係権利者に許諾を得た楽曲以外の楽曲について、登録、他のユーザーとの共有その他の本サービスを利用する行為
- (6) 違法行為若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウィルス等有害なプログラムを本サービスに使用し、又は他者に感染させる行為
- (8) 本サービスの運営を妨げ、又はそのおそれのある行為

(本サービスに係る権利)

第 16 条 本サービスに係る一切の権利は、JASRAC 又は JASRAC にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの提供は、JASRAC 又は JASRAC にライセンスを許諾している者から本サービスの利用者への、本サービスに係る知的財産権の利用許諾を意味するものではありません。

(委託)

第 17 条 JASRAC は、本サービスに関する業務の一部又は全部を第三者に委託することが出来るものとします。

(非保証)

第 18 条 JASRAC は、本サービスの完全性、無謬性等を保証するものではありません。

(ユーザー情報の取扱い)

第 19 条 JASRAC が収集・取得・保有するユーザーの個人情報等の取扱いは、JASRAC の「個人情報保護方針」及び「個人情報の利用目的」並びに「KENDRIX を利用される皆さまの個人情報等の取り扱いについて」に従います。

(サービスの提供)

第 20 条 JASRAC は、次の各号に該当する場合、事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止又は中止することが出来るものとします。

(1) 本サービス用設備の保守又は修理等を行う場合

(2) 事故、災害その他やむを得ない事情により本サービスを提供できなくなった場合

2 前項の規定によるほか、JASRAC は、ユーザーに通知の上、本サービスの一部又は全部を一時停止又は中止することが出来るものとします。ただし、緊急の必要性がある場合は、事前の通知を行うことなく、一時停止又は中止をすることが出来るものとします。

3 JASRAC は、ユーザーに通知の上、本サービスの内容を追加し、変更し、又は廃止することが出来るものとします。

(利用の終了等)

第 21 条 ユーザーは、所定の手続きを取るにより、いつでも本サービスの利用を終了することができます。

- 2 ユーザーが第9条又は第17条に違反した場合、JASRAC は、事前に通知又は催告することなく、ユーザーの本サービスの利用を一時的に停止し、又は中止することができます。

(利用の終了時の取扱い)

第22条 その終了理由にかかわらず、ユーザーによる本サービスの利用が終了したときは、ユーザーは、本サービスに係る一切の権利を失うものとします。

- 2 ユーザーによる本サービスの利用を終了しても、楽曲登録情報及び存在証明の情報の削除はされず、楽曲登録情報に他のユーザーが著作者として登録されている場合には、存在証明の公開に影響しません。

(反社会的勢力の排除)

第23条 JASRAC 及びユーザーは、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたって該当しないこと。
- (2) 自ら又は第三者をして、暴力的な要求、法的な責任を超える不当な要求、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説の流布、偽計又は威力によって相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、反社会的勢力に対する利益供与その他反社会的勢力の活動を助長する行為、その他の反社会的行為をしないこと。

(ユーザーの責任)

第24条 ユーザーは、ユーザーが本規約に違反したことにより JASRAC 又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する義務を負います。

(免責事項)

第25条 JASRAC は、次の各号に該当する事由に起因してユーザーに損害が生じたとしても、JASRAC に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

- (1) ユーザーによる ID 及びパスワードの使用上の過誤又は管理不備その他ユーザーの責に帰すべき事由

(2) 通信の不通・不良（原因の如何を問いません）、停電（法定点検による停電も含みます）

(3) 地震、火災、天災地変、その他不可抗力

(4) 通常求められるセキュリティを超えた不法侵入、攻撃、ウイルス感染

(5) その他上記に準じる事由

（権利義務の譲渡禁止）

第 26 条 ユーザーは、JASRAC の事前の承諾なしに、本規約に基づく一切の権利義務について、第三者への譲渡、承継、質入その他一切の処分をしてはなりません。

（準拠法・裁判管轄）

第 27 条 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、本規約及び本サービスの利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。